

入札説明書

美波町が、国土調査法に基づいて実施する「令和8年度 美波町地籍調査業務」の指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、品質確保の観点から技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う業務である。

1. 手続の開始日

令和8年5月1日（金）

2. 委託者

徳島県海部郡美波町 美波町長 影治 信良

3. 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度 美波町地籍調査業務

(2) 業務の目的

本業務は、地籍の明確化を図ると共に、町の土地行政に資することを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、地籍調査における次の作業工程とする。

①阿部1 阿部字西谷の一部（都市部）

地籍図及び地籍簿の作成（H工程）

②阿部2 阿部字西谷の一部・向江・常陸谷・岡・八軒屋及び大井

地籍図及び地籍簿の作成（H工程）

③西河内1 西河内字大久保・月輪・丹前

原図作成等（FⅡ-2工程）、地積測定（G工程）

④奥河内6 奥河内字奥湯

地籍図根三角測量（C工程）、地籍図根多角測量（D工程省略）

一筆地調査【調査図素図等作成】（E1工程）

(4) 成果品

成果品は、別添特記仕様書のとおりとする。

(5) 履行期限

令和9年2月26日（金）

(6) 入札の方法

郵便による入札とする。入札書及び参加表明書・技術提案書は封書の表面に

「令和8年度 美波町地籍調査業務 入札書及び参加表明書・技術提案書在中」と

朱書きし、指定の日時までに指定の場所に到達するように書留郵便（簡易書留可）

又は持参にて差し出してください。

ア 提出場所

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町建設課 担当者 川西 永悦

電 話 0884-77-3618
FAX 0884-77-1666

- イ 提出期限
令和8年5月21日（木） 午前9時00分（必着）
※期限までに提出のない場合は棄権とみなします。

4. 入札に参加するための必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 当町に、測量・建設コンサルタント業務等の業務に関する指名願いが提出され、この中から（一社）日本国土調査測量協会に加入しており、かつ徳島県内において過去10年間に国土調査法に基づく地籍調査業務の受託実績がある者。または、徳島県南部総合県民局管内に本社を置き、国土調査法に基づく地籍調査業務の受託実績がある者。
- ③ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。
- ④ 提案書提出参加届けの提出日から開札の時までの期間に、徳島県及び当町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 参加表明書に関する要件

1) 配置予定技術者に対する要件

本業務を実施するため次の(ア)～(オ)の全ての者について、常時勤務する者を配置すること。なお、それぞれは兼務できない。ただし班長が直接作業に携わらない場合は、主任技術者が受託監督者を兼任できるものとする。

(ア) 主任技術者

測量士の資格取得者で、一筆地調査あるいは地籍測量業務、または用地調査（調査・測量）業務に関し8年以上の実務経験を有する者1名。

(イ) 受託検査者 主任技術者と同等とする。

(ウ) 受託監督者 主任技術者と同等とする。

(エ) 班長

測量士の資格取得者で、一筆地調査あるいは地籍測量業務、または用地調査（調査・測量）業務に関し3年以上の実務経験を有する者1名。

(オ) その他の技術者

測量士又は測量士補の資格者で、地籍測量または一筆地調査に関し1年以上の実務経験を有する者3名以上。

2) 再委託について

受託法人は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。

ただし、工程管理及び検査以外の業務について、委託者が再委託を許可する場合には、再委託することができるものとする。

なお、再委託の成果に係る責任も受託法人が負うものとする。

5. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、次の期間内に、指定様式（様式第1号）で電子メールにより行うものとする。
（電子メールの着信を確認すること。）

ア 参加表明書に係る質問【電子メール受付及び着信確認期間】

令和8年5月1日（金）から5月12日（火）までの
午前9時00分から午後4時00分まで。

イ 技術提案書に係る質問【電子メール受付及び着信確認期間】

令和8年5月1日（金）から5月12日（火）までの
午前9時00分から午後4時00分まで。

- (2) 質問に対する回答は原則として、電子メールで行う。回答期限は、次のとおりとする。
- ① 参加表明書に係る質問に対する回答：令和8年5月15日（金）午後4時00分まで。
 - ② 技術提案書に係る質問に対する回答：令和8年5月15日（金）午後4時00分まで。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 参加を希望する参加者は、「価格」及び「配置予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、美波町財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、次のとおりとし、小数点3位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点} =$$

$$\text{価格点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{履行確実性設計価格}) \times \text{履行確実性度}$$

なお、価格点は50点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記ア～イの評価で、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点は100点とし、小数点3位以下を切り捨てるものとする。

ア 配置予定技術者の資格・実績等

イ 実施方針等

技術評価点の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = \text{アに係る技術評価点} + \text{イに係る技術評価点}$$

$$\text{アに係る技術評価点} =$$

$$100 \text{点} \times (\text{アに係る評価のウェイト}) \times (\text{アに係る得点}) / (\text{アに係る配点})$$

$$\text{イに係る技術評価点} =$$

$$100 \text{点} \times (\text{イに係る評価のウェイト}) \times (\text{イに係る得点}) / (\text{イに係る配点})$$

- ④ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記ア～イにより得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。（表1参照）

(3) 技術評価点を算出するための基準

配置予定技術者の「資格・実績等」及び「実施方針」に対する評価のウェイトは、次の表のとおりとする。

評価項目	配置予定技術者		技術提案
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針
評価のウェイト	30%	—	70%

また、技術提案書の内容についての評価項目、判断基準並びに各評価の技術点は、次のとおりとする。

① 配置予定技術者、実施方針に関する評価

I 配置予定技術者に関する評価（満点24点）

評価項目	評価の着眼点		技術点	
	判断基準	主任技術者 受託検査者 受託監督者 (各配点)	班長	
配置予定技術者の経験及び能力	業務実績	<p>過去10カ年の間の同種又は類似業務の実績を有する者の内容を次の順位で評価する。</p> <p>※ 主任技術者、受託検査者、受託監督者の場合</p> <p>① 同種業務における主任技術者又は受託検査者又は受託監督者としての実績と同種業務の8年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>② 同種業務における班長としての実績と同種業務の8年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績はないが、類似業務又は同種業務の主任技術者としての実績及び類似業務又は類似業務と同種業務合わせて8年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>④ ①及び②の実績はないが、類似業務又は同種業務の班長としての実績及び類似業務又は類似業務と同種業務合わせて8年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>⑤ 上記以外</p> <p>※ 班長の場合</p> <p>① 同種業務における主任技術者又は班長又は受託検査者又は受託監督者の担当業務と同種業務の3年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>② その他の技術者として同種業務の3年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>③ ①及び②の実績はないが、類似業務又は同種業務の主任技術者又は班長としての実績及び類似業務又は類似業務と同種業務合わせて3年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>④ ①及び②の実績はないが、その他の技術者として類似業務又は類似業務と同種業務合わせて3年以上の従事実績と測量士の資格を有する。</p> <p>⑤ 上記以外</p>	<p>① 4</p> <p>② 3</p> <p>③ 2</p> <p>④ 1</p> <p>⑤ 0</p>	<p>① 4</p> <p>② 3</p> <p>③ 2</p> <p>④ 1</p> <p>⑤ 0</p>
	技術者資格	<p>地籍調査業務の作業等に必要な専門技術を取得している者の認定資格として（一般社団法人）日本国土調査測量協会が認定登録する「地籍調査管理技術者」と（公益社団法人）全国国土調査協会が認定登録する「地籍調査主任調査員」の資格制度があり、これらの有資格者を次の順位で評価する。</p> <p>① 測量士の有資格者で地籍調査管理技術者及び地籍調査主任調査員の資格を有している。</p> <p>② 測量士の有資格者で地籍調査管理技術者及び地籍調査主任調査員の何れかの資格を有している。</p> <p>③ ①②に該当しない。</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 0</p>

注1. 同種業務とは、2項委託又は外注型による地籍調査業務で、一筆地調査と地籍測量工程（C～F工程）を一括して受託した地籍調査業務をいう。

注2. 類似業務とは、作業工程が一筆地調査又は地籍測量工程の何れかのみ地籍調査業務をいう。

注3. その他の技術者とは、一筆地調査においては、地目の認定、分筆、合筆、筆界の確認を行う者、地籍測量の作業工程においては、観測及び計算を主に行う者をいう。

注4. 過去10カ年間とは、平成28年度から令和7年度までをいう。

Ⅱ 実施方針に関する評価（満点35点）

評価項目	評価の着眼点		技術点
	判断基準		
実施方針・実施フロー・工程計画等	実施方針	<p>実施方針について、業務目的、業務内容の理解度を、次のア～オの該当に応じて評価する。</p> <p>ア 業務の目的に適合した技術的内容を示している。</p> <p>イ 業務内容を具体的に示している。</p> <p>ウ 必要な資料、図書を適切に示している。</p> <p>エ 必要な項目を不足なく示している。</p> <p>オ 業務に有意な情報を有している。</p> <p>① 5項目に該当する。</p> <p>② 4項目に該当する。</p> <p>③ 3項目に該当する。</p> <p>④ 2項目に該当する。</p> <p>⑤ 1項目に該当する。</p> <p>⑥ ア～オの項目に該当がない。</p>	<p>① 10</p> <p>② 8</p> <p>③ 6</p> <p>④ 4</p> <p>⑤ 2</p> <p>⑥ 0</p>
	実施フロー	<p>実施フローについて、業務手順の妥当性を、次のア～オの該当に応じて評価する。</p> <p>ア 設計図書に示された業務項目を適切に示している。</p> <p>イ 品質管理について適切に示している。</p> <p>ウ ポイントとなる項目が明確で項目間の実施手順を適切に示している。</p> <p>エ 明確な実施フローを示している。</p> <p>オ 項目間の整合がとれた実施フローを示している。</p> <p>① 5項目に該当する。</p> <p>② 4項目に該当する。</p> <p>③ 3項目に該当する。</p> <p>④ 2項目に該当する。</p> <p>⑤ 1項目に該当する。</p> <p>⑥ ア～オの項目に該当がない。</p>	<p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 3</p> <p>④ 2</p> <p>⑤ 1</p> <p>⑥ 0</p>

<p style="text-align: center;">工 程 計 画</p>	<p>工程計画について、業務量の把握状況の妥当性を、次のア～オの該当に応じて評価する。</p> <p>ア 設計図書に記載された業務工程を適切に示している。</p> <p>イ 品質管理の工程について明確に示している。</p> <p>ウ ポイントとなる工程目標を明確に示している。</p> <p>エ 工程計画を具体的に示している。</p> <p>オ 工程間の整合が図られている。</p> <p>① 5項目に該当する。</p> <p>② 4項目に該当する。</p> <p>③ 3項目に該当する。</p> <p>④ 2項目に該当する。</p> <p>⑤ 1項目に該当する。</p> <p>⑥ ア～オの項目に該当がない。</p>	<p style="text-align: right;">① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0</p>
<p style="text-align: center;">専 門 知 識 と 提 案</p>	<p>業務に関する専門知識、当該業務の実施に係わる提案がある場合に優位に評価する。</p> <p>ア 業務に必要な専門知識を十分有し、当該業務を実施するための固有の提案を含む有益な提案が複数ある。</p> <p>イ 業務に必要な専門知識を有し、当該業務を実施するための有益な提案が複数ある。</p> <p>ウ 当該業務を実施するための有益な提案がある。</p> <p>エ 業務に必要な専門知識を有している。</p> <p>オ 業務に必要な最低限の知識を有している。</p> <p>① アに該当する。</p> <p>② イに該当する。</p> <p>③ ウに該当する。</p> <p>④ エに該当する。</p> <p>⑤ オに該当する。</p> <p>⑥ ア～オに該当がない。</p>	<p style="text-align: right;">① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0</p>
<p style="text-align: center;">地 域 の 実 情 把 握 と 提 案</p>	<p>地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案がある場合に評価する。</p> <p>ア 地域の実情を十分把握し、業務の円滑な実施のため工夫された提案が複数ある。</p> <p>イ 地域の実情を十分把握し、業務の円滑な実施のための提案がある。</p> <p>ウ 地域の実情を把握し、業務の円滑な実施のための提案がある。</p> <p>エ 地域の実情を把握している。</p> <p>① アに該当する。</p> <p>② イに該当する。</p> <p>③ ウに該当する。</p> <p>④ エに該当する。</p> <p>⑤ ア～エに該当がない。</p>	<p style="text-align: right;">① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 0</p>

- ② 業務の履行確実性
徳島県が定めている測量業務委託の最低制限価格の設定をもって、
履行確実性設計価格とし、本業務の履行確実性の判断とする。

履行確実性設計価格＝

【 直接測量費＋諸経費×55%＋成果検定費 】（ 千円未満切捨 ）
入札価格が、履行確実性設計価格（ 千円未満切捨 ）に達しない場合は、
価格評価点を0.0とする。

入札価格が入札予定価格と履行確実性設計価格の範囲内の場合は、
価格評価値に履行確実性度の1.0を乗じ価格評価点とする。

(4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を作業計画書に明記及び技術提案書を
作業計画書に添付し、その内容を適切に履行すること。

7. 参加表明書及び技術提案書の提出等

(1) 作成方法

参加表明書及び技術提案書の様式は、様式第2号～様式第7号に
示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

- (2) 本業務に関する実施方針、実施フロー、工程計画、専門知識と提案、
地域の実情把握と提案の記載（様式7号）にあたっては、
実施方針5-1から5-5までをそれぞれA4版1枚以内で
明確に記載すること。

※規定枚数を超える技術提案書は無効とする。

- (3) 提出期間、提出場所及び提出方法
上記3（6）に同じ

8. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 提出期間、提出場所及び提出方法
上記3（6）に同じ

(2) 開札日時

令和8年5月21日（木）午前9時00分

9. 落札者決定の通知

令和8年5月22日（金）午後4時00分までに
落札者に電話で連絡し、文書にて決定を通知する。

10. 入札方法等

- (1) 上記3（6）に同じ

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に
相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に
記載すること。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約約款に定める契約保証金の納付に代わる担保として公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証等を付さなければならない。

保証事業会社の保証等が付すことができないときは、町は当該契約を締結しない。

12. 入札の無効

参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び美波町入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すとともに指名停止を行うことがある。

なお、落札決定時点において指名停止を受けている者、その他開札時点又は落札決定時点において上記4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

13. 手続における交渉の有無

無

14. 契約書作成の要否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。

15. 支払条件

前金払 有

16. 火災保険付保の要否

否

17. 苦情申し立てに関する事項

非指名理由の苦情申し立ては受け付けない。

18. その他の留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札説明書、設計書、仕様書等を熟読し、美波町財務規則及び美波町競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。

(4) 参加表明書及び技術提案書等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) 参加表明書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また提出された参加表明書及び技術提案書が次のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合。
 - ・技術提案書と無関係な書類である場合。
 - ・他の業務の技術提案書である場合。
 - ・白紙の参加表明書及び技術提案書である場合。
 - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない参加表明書及び技術提案書である場合。
 - ・発注者名に誤りがある参加表明書及び技術提案書である場合。
 - ・発注案件名に誤りがある参加表明書及び技術提案書である場合。
 - ・提出業者名に誤りがある参加表明書及び技術提案書である場合。
 - ・指定した枚数を超える技術提案書である場合。
 - ・その他未提出又は不備がある場合。
- (6) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (8) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。
- (9) 開札時点又は落札決定が保留になった場合は落札決定時点において4に掲げる要件のない者は、入札の無効の申し出を行うことができる。
※ 本業務では、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則変更できない。
- (10) (9)により、入札の無効の申し立てを行う場合は、開札時間の30分前までに上記3(6)の窓口に電話連絡後、必ずファックスで入札の無効の申し出を行うこと。ただし、開札の結果、落札決定が保留となったときは、落札決定する前日に落札決定時間を入札参加者に通知するので、入札参加者は、落札決定時間の30分前までに入札の無効の申し出を行うこと。なお、上記4に掲げる要件のない者が、入札の無効の申し出を行わずに入札した場合は、当該入札を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

表 1

入札参加者	技術評価点等の内訳		技術評価点 合計	第 1 回			価格評価点	決定評価値	摘要
	配置予定技術者 の実績及び資格 (30 点)	実施方針 (70 点)	(A) (100 点)	入札価格	価格評価値 (50 点)	履行確実性度 1.0 or 0.0	(B) (50 点)	(A) + (B) (150 点)	
A 社									
B 社									

主任技術者、受託検査者、受託監督者、 班長の資格・実績 (満点 = 30 点)	実施方針 (満点 = 70 点)	価格評価点 (満点 = 50 点)
$(30 \text{ 点} \div \text{満点評価点数の合計}) \times \text{評価点数}$ $(30 \text{ 点} \div 24 \text{ 点}) \times \text{参加者別評価点合計}$ 注：少数点 3 位以下を切り捨てとする。	$(70 \text{ 点} \div \text{満点評価点数の合計}) \times \text{評価点数}$ $(70 \text{ 点} \div 35 \text{ 点}) \times \text{参加者別評価点合計}$ 注：少数点 3 位以下を切り捨てとする。	$50 \text{ 点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) \div$ $(\text{予定価格} - \text{履行確実性設計価格})$ $\times \text{履行確実性度}$ 注：少数点 3 位以下を切り捨てとする。

注 1. 履行確実性度：①入札価格が入札予定価格と履行確実性設計価格【直接測量費＋諸経費×55%＋成果検定費】
(千円未満切捨) の範囲の入札価格には、履行確実性度 1.0 を価格評価値に乗じて価格評価点とする。

②入札価格が履行確実性設計価格【直接測量費＋諸経費×55%＋成果検定費】
(千円未満切捨) に達していない場合には、価格評価点を 0.0 とする。

注 2. 技術評価点と価格評価点の割合：価格評価点 1 に対し、技術評価点 2 の割合で評価する。

注 3. 技術評価点・価格評価点は、小数点 3 位以下を切り捨てとする。